

## ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、平成 28 年度決算において 459 億円となっており、その 7 割に当たる 325 億円がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されている。

ゴルフ場が所在する市町村は、自主的な税財源の乏しい過疎地域や中山間地域がその約 75 パーセントを占めており、これらの地域にとってゴルフ場利用税交付金は貴重な税財源となっている。

国においては、地方創生の充実・強化を図るため、地方に対して「情報支援」「人材支援」「財政支援」の「地方創生版・三本の矢」で強力に支援することとしているところである。

その一方で、都市から地方への税源の再配分機能を有し、財政基盤が脆弱な市町村の貴重な自主財源となっているゴルフ場利用税交付金を奪おうとするのは、地方創生の実現に逆行するものである。

また、ゴルフ場所在市町村は、アクセス道路の維持管理、治水等の災害防止対策といったゴルフ場特有の行政需要に対応する必要がある。しかしながら、当該市町村の区域外から来訪することが多く、かつ十分な担税力のあるゴルフ場利用者が何も負担することなく、これらの行政サービスを楽しむことは不公平といえる。

三木市は、西日本一多い 25 か所ものゴルフ場を有し、平成 29 年度のゴルフ場利用税交付金は 5 億 6 千万円と税収に対して 5 パーセントも占める貴重な財源となっている。

この財源を活用し、市民参加型のゴルフコンペやゴルフ場スタンプラリーの開催などによるゴルフ産業の振興や、ジュニアゴルフ教室によるゴルフ人口増加に向けた取組を行っているところである。また、レディースゴルフトーナメントの開催などにより、市内外から多くの来場者を呼び込むことで地域の活性化にもつなげているところである。

よって、「ゴルフ場利用税の廃止」については断固反対し、現行制度を堅持されるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 27 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} あて

三木市議会議員 内藤博史